

看板の内容	単価	金額
一部を除き広告板、広告塔、アーチ、壁面広告、その他これらに類する広告物やそれを掲げる物件（※ネオンサインその他電飾設備を有しないものに限る）	広告物表示面積5平方メートル 又は5平方メートル未満の端数につき	<ul style="list-style-type: none"> ・許可期間が1年以下のものは900円 ・許可期間が1年を超え2年以下のものは 1520円 ・許可期間が2年を超えるものは2240円
一部を除き広告板、広告塔、アーチ、壁面広告、その他これらに類する広告物やそれを掲げる物件（※ネオンサインその他電飾設備を有するものに限る）	広告物表示面積5平方メートル 又は5平方メートル未満の端数につき	<ul style="list-style-type: none"> ・許可期間が1年以下のものは1200円 ・許可期間が1年を超え2年以下のものは 2090円 ・許可期間が2年を超えるものは3080円
電柱等利用広告物許可申請手数料	1個につき	300円
立看板に係るものに限る	1枚につき	200円
貼り紙に係るものに限る	100又は100枚未満の端数につき	400円
貼り札に係るものに限る	1枚につき	80円
広告幕又は広告網に係るものに限る	1枚につき	300円
アドバルーンに係るものに限る	1個につき	600円
その他広告物	1個につき	300円

養老町手数料条例より